受益者から徴収する分担金の額は、以下に相当する額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分担金相当額 | 要件 |
| 事業費の2／10の額 | 下記以外の場合 |
| 事業費の1／10の額 | ①または②の関連事業の場合  ①大規模斜面関連事業 ※１  　②公共施設関連事業 ※２又は避難路等関連事業 ※３  　　又は災害時要援護者施設関連事業 ※４ |
| 事業費の0.5／10の額 | ①かつ②の関連事業の場合  ①大規模斜面関連事業 ※１  　②公共施設関連事業　※２又は避難路等関連事業 ※３  　　又は災害時要援護者施設関連事業 ※４ |

　※１　被害想定区域内に高さがおおむね30ｍ以上の斜面がある場合

　※２　被害想定区域内に河川及び砂防設備、国道、県道、市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの、鉄道等がある場合

　※３　被害想定区域内に市町村地域防災計画に位置付けられる避難路または避難場所がある場合

　※４　被害想定区域内に児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法に基づく特別支援学校及び幼稚園等がある場合